用語解説１

〇皇室典範による皇族男子であった者とは

・いわゆる「旧 11 宮家」の皇族男子であった方々のこと。

・昭和 22 年 10 月 14 日に、内廷皇族（※）並びに秩父宮（ちちぶのみや）、高松宮（たかまつのみや）及び三笠宮（みかさのみや）のいわゆる３直宮家を除く 11 宮家 51 方(男子 26 方、女子 25 方)が皇室典範の規定に基づいて皇族の身分を離れました。

・これらの 11 宮家の皇族男子は、昭和 22 年５月３日から皇族の身分を離れるまでの間、日本国憲法及び現行の皇室典範の下で、皇位継承資格を有しておりました。

〔昭和 22 年に皇族の身分を離れたいわゆる「旧 11 宮家」〕

山階宮（やましなのみや）　賀陽宮（かやのみや）　久邇宮（くにのみや）　梨本宮（なしもとのみや）　朝香宮（あさかのみや）　東久邇宮（ひがしくにのみや）

竹田宮（たけだのみや）　北白川宮（きたしらかわのみや）　伏見宮（ふしみのみや）　閑院宮（かんいんのみや）　東伏見宮（ひがしふしみのみや）

・現皇室と旧 11 宮家は、第 102 代後花園天皇の父である伏見宮（第３代）貞成親王を共通の祖とします（後花園天皇の弟である貞常親王が第４代として伏見宮家を継承)。旧 11 宮家には明治天皇及び昭和天皇の皇女（内親王）５方が嫁し、昭和天皇の皇后である香淳皇后は旧 11 宮家の出身です。

※内廷皇族とは

・宮家を持たない皇族のこと。皇后、独立していない天皇・皇后の子女、皇太子、同妃とその子女、皇太后や皇太孫、上皇、上皇后。